

(浄化槽清掃業許可申請)

申請にあたっての注意

- 次に掲げる許可要件の項目全てを満たす場合にのみ許可申請をすることができます。
- 更新申請の場合、変更がなかった場合でもすべての書類を提出する必要がありますのでご注意ください。

○書類記載の注意点

8-1)	所在地見取図は、国道（〇〇号線）から記載する
9	事務所や車庫が賃貸借の場合は、貸借期間の記載があるもの
13	「浄化槽清掃実務における基礎知識及び技術に関する講習会」の修了証書の写し

- 受付期限を厳守してください。
- 申請書類は、番号を書類右上に記載し、順に整理して提出してください。
- 申請には **4,000 円**の手数料が必要です。申請書類に不備がないか等を確認して、納付書を発行します。その後、市役所公金取扱所で納入することになりますので、土日祝日を除く **9時から14時30分まで**に環境政策課へ提出してください。
なお、納入後の手数料の還付（申請書提出後の申請取り下げや不許可となった場合でも）はいたしません。

※ 許可更新申請業者で実績報告書が未提出である場合、許可条件第 5 項により、許可の更新が出来ませんので、未提出分の実績報告書を至急提出してください。（実績がない月でも 0 を記入し提出すること。）

許可の要件

1. (申請者の資格)

申請者が自ら事業を行うこと。

2. (技術上の基準の遵守)

(1) 浄化槽の保守点検の際は、環境省関係浄化槽法施行規則第2条に規定する技術上の基準を遵守すること。

(2) 浄化槽の清掃の際は、環境省関係浄化槽法施行規則第3条に規定する技術上の基準を遵守すること。

3. (記録の保存)

保守点検作業及び清掃作業を効率的に行うため、浄化槽法第40条による帳簿を備え、記録の保存を行うこと。

4. (欠格事項)

申請者が、浄化槽法律第36条第2項第2号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

5. (報告)

浄化槽汚泥等の月毎の取扱い数量を翌月10日までに報告すること。特別な理由なく報告を怠った場合、許可を取り消すことがある。

6. (その他)

市税を滞納していないこと。

事務処理上の諸帳簿の整理及びその他詳細については、許可証交付時に指示、指導する。

浄化槽清掃業許可申請提出書類一覧表

項 目	番 号
浄化槽清掃業許可申請書	1
定款又は寄付行為	2
登記簿謄本及び役員全員の本籍地の記載のある住民票の抄本	3
申請者が浄化槽法第36条第2号イから又までに該当しない旨を記載した書類（誓約書）	4
申請者（法人の場合は代表者）の履歴書	5
従業員数（役員を含む）	6
し尿浄化槽清掃用器具器材の種類及び数量明細書	7
事務所の所在地、構造及び附近の見取図	8-(1)
事務所写真	8-(2)
事務所等の土地家屋賃貸借契約書又は使用貸借契約書の写し	9
事務所等の名寄帳又は土地家屋所有証明書	10
決算書の写し	11
市税の滞納がないことの証明書	12
浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能及び二年以上実務に従事した経験を有していることを証明するもの	13
浄化槽清掃業許可申請手数料の領収書の写し（納付後）	-

※事務所等が賃貸等の場合は9、自己所有の場合は10を提出して下さい。

2、3及び12の書類については収集運搬業許可申請に添付した写しでも可。

（注）申請の際は、本表の番号を書類の右上に記入して順に並べ、提出してください。

申請手数料（4,000円）は、申請時にご持参ください。

なお、手数料については、市（環境政策課）で発行する納付書により、市役所内公金取扱所で納めていただきますので、申請書提出の際は必ず、9時から14時30分までにご来庁ください

様式第13号（第13条関係）

浄化槽清掃業許可申請書

令和 年 月 日

諫早市長 様

住 所

氏 名

（法人の場合は主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名）

電 話

浄化槽法第35条第1項の規定により、浄化槽清掃業の許可を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

1 営業所の所在地

2 業の用に供する施設の概要

誓 約 書

し尿浄化槽清掃業の許可申請に際し、「浄化槽法」第36条第2号イから又ま
でに該当していないこと、「諫早市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」、及び
許可条件（裏面参照）並びに諫早市が定める処理計画を遵守して処理を行うこ
とを誓約いたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

諫早市長 様

許 可 条 件

- 1 事業者が自ら事業を行うこと。
- 2 浄化槽の保守点検、清掃は本市内の浄化槽であること。
- 3 浄化槽の保守点検の際は、環境省関係浄化槽法施行規則第2条に規定する技術上の基準を遵守すること。
- 4 浄化槽の清掃の際は、環境省関係浄化槽法施行規則第3条に規定する技術上の基準を遵守すること。
- 5 許可を受けた事業の実施及び経営に関し市が報告を求めたときは、この履行を拒んではならない。
- 6 事業者は従事者に的確に業務を遂行させ、浄化槽法第40条に規定する帳簿を備え、必要事項を記載し、5年間保存しなければならない。
- 7 保守又は清掃時の具体的実施内容等を詳細に記録し、以後の保守又は清掃作業の適正化に資すること。
- 8 申請記載事項及び業務内容等を変更したときは、浄化槽法第37条の規定により変更の日から30日以内に届け出ること。
- 9 毎月の取り扱い数量（し尿、浄化槽汚泥ごと）を諫早市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第16条の規定により、翌月の10日までに報告すること。
- 10 浄化槽法第36条第2項第2号イから又のいずれかに該当する時は、許可を取り消すものとする。
- 11 業務の実施に当たっては、諫早市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び関係法令を遵守しなければならない。
- 12 市税を滞納していないこと。
- 13 前各号に掲げる許可条件に違反した場合には、許可を取り消すことがある。

従 業 員 数 (役員を含む)

- ・ 従業員総数 (役員含む) 人

- ・ 上記従業員総数のうち
諫早市内在住の者 人

事務所の所在地、構造及び附近の見取図

所在地	諫早市 町 番地			
構造	造 葺 階建			
面積	家屋	m ²	敷地	m ²
(見取図)				

事務所写真

全 景	
事 務 所 内 部	